

【追加・訂正情報】

商品コード：110-4954

改訂 2 版 マンション管理員検定公式テキスト

◎本書の記述において、下記のとおり誤りがございました。ここに訂正してお詫び申し上げます。

【2017年8月3日現在】

刷	頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
↓ 本文				
1~2	p190	3 罹災時等の届出と必要書類 水災	市役所への届出・罹災証明書	市区町村への届出・罹災証明書
1	p329	3 実践上の留意点 1 行目	理事会廃止は、	役員・理事会制度廃止は、
		3 実践上の留意点 6 行目	一方、理事会並存の場合、	一方、役員・理事会制度並存の場合、
1~2	p331	◻デメリット ◻⑤	～役員・理事会制度に戻すことが困難になる。	～役員・理事会制度並存に戻すことが困難になる

◎本書の記述において、発行後に更新された情報についての訂正がございますので、下記のとおりお知らせいたします。

【2017年10月13日現在】

刷	頁	該当箇所	本書の記述	訂正後
↓ 本文				
1~2	p7	試験方法・検定料 検定料	8,900 円	9,900 円
		下から 2 行目	※平成 27 年 10 月現在の情報です。	※平成 29 年 7 月現在の情報です。
1~3	p229	8 行目～	意見書が提出される等、今後の動向が注目されています。	意見書が提出される等を経て、平成 28 年 3 月コミュニティ条項などの再整理がされました。
1	p232	マンション標準管理規約 上部 4 行目	平成 23 年 7 月に改正された、	平成 28 年 3 月に改正された、

【追加・訂正情報】

商品コード：110-4954

改訂 2 版 マンション管理員検定公式テキスト

刷	頁	該当箇所	本書の記述	訂正後
↓ 本文				
1	p238	[管理費] □ 枠内	⑤共用部分等に係る火災保険料その他の損害保険料	⑤共用部分等に係る火災保険料、地震保険料その他の損害保険料
			⑩地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成に要する費用	※削除
			⑪管理組合の運営に要する費用	⑩管理組合の運営に要する費用
			⑫その他敷地および共用部分等の通常の管理に要する費用	⑪その他 32 条に定める業務に要する費用（修繕積立金に規定する経費を除く）
1	p238	[修繕積立金] □ 枠内	④建物の建替えに係る合意形成に必要となる事項の調査	④建物の建替えおよびマンション敷地売却（建替え等）に係る合意形成に必要となる事項の調査
1	p240	12 管理組合の役員 (35 条、38 条～41 条)	②理事長、副理事長および会計担当理事は、理事の互選により選任します。	②理事長、副理事長および会計担当理事は、理事のうちから、理事会で選任します。 なお、必要に応じてマンション管理に係る専門知識を有する外部専門家を役員として選任することを可能とすることができます。
1	p240	12 管理組合の役員 (35 条、38 条～41 条) 図表	※以下の通り差し替え	<pre> graph TD     subgraph Board [理事会]         MD[理事長]         VMD[副理事長]         ADO[会計担当理事]     end     subgraph Election [理事の互選]         D1[理事]         D2[理事]         D3[理事]         D4[理事]         D5[理事]     end     subgraph Management [組合員]         M1[ ]         M2[ ]         M3[ ]         M4[ ]         M5[ ]     end     MD --&gt; Election     VMD --&gt; Election     ADO --&gt; Election     Election --&gt; Board     M6[監事] --&gt; Management     Management --&gt; M6     </pre>

【追加・訂正情報】

商品コード：110-4954

改訂2版 マンション管理員検定公式テキスト

刷	頁	該当箇所	本書の記述	訂正後										
↓ 本文														
1	p241	13 理事会	13 理事会 (54 条、55 条、60 条)	13 理事会 (51 条、54 条、55 条)										
		13 理事会 1 行目～	～理事会では、次の事項等を決議します。	～理事会では、理事の職務の執行の監督、理事長、副理事長および会計担当理事の選任に関する職務を行うほか次の事項等を決議します。										
		13 理事会 □ 枠内	⑤専有部分の修繕等の承認または不承認  項目追加	⑤専有部分の修繕等、敷地および共有部分等の管理および窓ガラス等の改良に定める承認または不承認  ⑩災害等により総会の開催が困難である場合における応急的な修繕工事の実施等										
1	p245	20 総会の決議事項 (48 条) □ 枠内	⑦建替えに係る計画または～	⑦建替え等に係る計画または～										
			⑫建替え決議による建替え	⑫建替え決議による建替えおよびマンション敷地売却決議によるマンション敷地売却										
1	p257	11 管理規約の提供等 (14 条) 2 行目～	その媒介等の業務のために管理規約の提供および～	その媒介等の業務のために、理由を付した書面または電磁的方法により管理規約の提供および～										
		11 管理規約の提供等 (14 条) 4 行目～	管理規約の写しを提供するとともに下記事項を書面をもって開示しなければなりません。	管理規約の写しを提供するとともに管理委託契約書の別表で掲げる下記事項を書面をもってまたは電磁的方法により開示しなければなりません。また、管理組合の組合員が、その所有する専有部分の売却等を目的とする情報収集のためにこれらの提供等を求めてきたときも同様になります。 なお、この業務に要する書面を管理規約の提供等を行う相手から受領することができます。										
		11 管理規約の提供等 (14 条) □ 枠内	※以下の通り差し替え	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>①マンション名称</td> <td>⑦大規模修繕計画関係</td> </tr> <tr> <td>②管理体制関係</td> <td>⑧アスベスト使用調査の内容</td> </tr> <tr> <td>③共用部分関係</td> <td>⑨耐震診断の内容</td> </tr> <tr> <td>④売主たる組合員が負担する管理費等関係</td> <td>⑩管理形態</td> </tr> <tr> <td>⑤管理組合収支関係</td> <td>⑪管理事務所関係</td> </tr> <tr> <td>⑥専有部分使用規制関係</td> <td>⑫備考</td> </tr> </tbody> </table>	①マンション名称	⑦大規模修繕計画関係	②管理体制関係	⑧アスベスト使用調査の内容	③共用部分関係	⑨耐震診断の内容	④売主たる組合員が負担する管理費等関係	⑩管理形態	⑤管理組合収支関係	⑪管理事務所関係
①マンション名称	⑦大規模修繕計画関係													
②管理体制関係	⑧アスベスト使用調査の内容													
③共用部分関係	⑨耐震診断の内容													
④売主たる組合員が負担する管理費等関係	⑩管理形態													
⑤管理組合収支関係	⑪管理事務所関係													
⑥専有部分使用規制関係	⑫備考													

【追加・訂正情報】

商品コード：110-4954

改訂 2 版 マンション管理員検定公式テキスト

刷	頁	該当箇所	本書の記述	訂正後
↓ 本文				
1～3	p271	1 行目～	<p>管理組合における個人情報では、区分所有者や居住者の住所、氏名、電話番号等が記載された名簿や入居届等の各種届出書類、防犯カメラの映像を記録したVTR等があります。</p> <p>なお、2015年3月に開催された、第189回通常国会において、完全施行から10年ぶりとなる個人情報保護法の改正案が閣議決定し、平成29年に施行されることになっています。</p> <p><b>1 個人情報の定義（2条）</b> 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。たとえば、歴史上の人物や故人は、その対象から外れます。</p> <p><b>2 個人情報取扱事業者への規制（改正案施行前まで適用）</b> 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報によって識別される特定の個人の数、過去6か月以内のいずれの日においても5,000件を超える、「個人情報データベース等」でコンピュータ等を用いて検索することができるように体系的に構成し、事業活動に利用している事業者をいいます。</p> <p>また、個人情報は、顧客情報や従業員情報に限定されないため、大規模マンションにおける組合員名簿を管理する場合、この法律の適用対象になります。</p> <p>なお、一般的にマンションの管理会社は、個人情報取扱事業者になりますが、管理組合(法人)は、5,000件という要件に該当しない場合が多いでしょう。この者に対しては、次の規制が適用されます。</p>	<p>管理組合における個人情報では、区分所有者や居住者の住所、氏名、電話番号等が記載された名簿や入居届等の各種届出書類、防犯カメラの映像を記録したVTR等があります。</p> <p>なお、平成27年3月に開催された、第189回通常国会において、完全施行から10年ぶりとなる個人情報保護法の改正案が閣議決定し、平成29年5月から改正個人情報保護法が施行されています。</p> <p><b>1 個人情報の定義（2条）</b> 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。たとえば、歴史上の人物や故人は、その対象から外れます。なお、改正個人情報保護法では、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等の「要配慮個人情報」は本人に対する不当な差別や偏見、その他不利益が生じないように本人の同意を得て取得することが原則義務化されました。</p> <p><b>2 個人情報取扱事業者への規制</b> 「個人情報取扱事業者」とは、特定の個人を識別できる個人情報を「個人情報データベース等」でコンピュータ等を用いて検索することができるように体系的に構成し、事業活動に利用している事業者をいいます。</p> <p>また、個人情報は、顧客情報や従業員情報に限定されず、営利か非営利かも問われないため、管理組合における組合員名簿等を作成・管理する場合も、この法律の規制が適用されます。</p>